

欧州無査証入国における海外旅行傷害保険加入のお願い

以下の国に無査証渡航する際、2018年2月現在、海外旅行傷害保険への加入が必要となる国がございます。
ご確認の上、ご留意下さいます様お願い致します。

◎ブルガリア

ブルガリアへ渡航するすべての外国籍(日本国籍含む)は、海外旅行傷害保険の加入が必要となっております。
緊急医療、緊急入院、死亡の場合の遺体搬送の費用が補償対象となるもので、EU内で有効な3万ユーロ以上の
保険証券の提示を求められることがあります。
クレジットカード付帯可(保険会社からの加入書は英文にする必要無し)

◎チェコ共和国 … 入国の際、旅券の未使用欄が2ページ以上必要。

チェコに無査証滞在するすべての外国人は海外旅行傷害保険への加入が必要となっております。
滞在中に警察からパスポート(身分証明)等の提示を求められた場合、法律により提示する義務がありますが、合せて
旅行傷害保険等への加入証の提示を求められることがあります。これに反した場合には罰金を科されることがあります
のでチェコ滞在中は常時パスポート、海外旅行傷害保険加入証を携行するようご注意ください(在チェコ共和国日本国
大使館ホームページより)
尚、保険の要件は以下の通りです。

1. 滞在期間をカバーするもの。
2. 治療・傷害・死亡(*1)の各項目において、それぞれ3万ユーロ以上の保険金が支払われる保険会社発行のものが必要。
3. クレジットカード付帯の保険を利用する場合でも、カード会社に専用の保険証券(チェコ語・スロヴァキア語・日本語・
英語のいずれかの言語で記載された説明書が必要)の発行を依頼する(*2)。
4. 団体で加入している場合、被保険者の名前が明記されているものが必要。

(*1) 疾病死亡保険金・傷害死亡保険金それぞれの保険金額

(*2) クレジットカード付帯の保険はカード会社・カードの種類及び適用条件により保険金支払条件が異なりますので各会社へお問合せ下さい。

ご確認頂く項目としては疾病治療費用・傷害治療費用・疾病死亡保険金、傷害死亡保険金が該当いたします。

◎ポーランド共和国 … 入国の際、旅券の未使用欄が1ページ以上必要。

ポーランドに入国するすべての外国籍(日本国籍含む)の方は、海外旅行保険への加入が義務付けられています。

1. ポーランド滞在期間をカバーするもの。
2. 保険証券は原本・コピー1部を用意する。
3. 傷害死亡・治療・救援・緊急一時帰国費用などの医療サービスが含まれるものの補償総額が3万ユーロ以上。
4. クレジットカード付帯可。(カードと提携している保険会社から加入証明書を持参する。/英語又はポーランド語)
また、入国時に以下を所持していること。

十分な滞在費(以下の金額を満たすこと。単位: PLN/ポーランドズロチ) *1 PLN=37.6円(2018年2月現在)

3日以内: PLN300 以上 / 4日以上: 1日につき PLN100 以上

(注) 相当額の1~4でも可。

1. トラベラーチェック(*)
2. クレジットカード
3. ポーランド国内の銀行で両替可能な外貨
4. ポーランド国内の外資系銀行の証明証(入国1ヶ月前までに発行されたもの)

(*) 日本国内におけるトラベラーズチェックの販売は2014年3月31日で全て終了しております。

◎ラトビア共和国 … 入国の際、旅券の未使用欄が1ページ以上必要。

旅行傷害保険の加入が必要となっております。(英文加入証明書の提示を求められる場合がある。)

尚、保険の要件は以下の通りとなっておりますのでご確認ください。

1. 滞在期間をカバーするもの。
2. 治療・救援(日本への遺体搬送が含まれるもの)の補償総額が3万ユーロ以上のもの。
3. クレジットカード付帯可。(補償内容が確認できる英文書類を持参する。)

◎リトアニア共和国 … 入国の際、旅券の未使用欄が2ページ以上必要。

リトアニアを旅行するすべての外国人、一次滞在許可証の取得を希望する外国人およびその家族(未成年を含む)は、事前に海外旅行傷害保険への加入が必要となります。入国時には加入証券オリジナルが必要となり、クレジットカード付帯保険の場合も、保険会社からの加入証明書が必要です。証券はリトアニア語、英語、ドイツ語、フランス語、ロシア語のいずれかで以下の内容が記載されているものになります。

1. リトアニア滞在期間をカバーするもの。
 2. 保険適用地域(渡航先)にリトアニアが含まれていること。
 3. 保険会社の連絡先並びに契約番号
 4. 治療・救援(緊急移送を含む医療サービスが含まれるもの)の補償費用が5,792ユーロ以上
- ※保険の未加入者や証明書を所持していない場合、入国を拒否されることがあります。

◎エストニア共和国 … 入国の際、旅券の未使用欄が連続3ページ以上必要。

エストニアに入国するすべての外国籍(日本国籍含む)の方は、入国時に海外旅行保険加入証書(滞在期間をカバーするもの、クレジットカード付帯も可)の提示が求められるとの案内です。

※保険の加入要件については具体的な情報は提供されておりません。海外旅行傷害保険の加入が必要との情報のみ。

◎コンゴ共和国

日本国籍 無査証滞在の条件として海外旅行傷害保険の加入が必要となっております。

尚、保険の要件は以下の通りとなっておりますのでご確認ください。

1. 滞在期間をカバーするもの。
2. 日本で発行された保険証券であること。

◎ハンガリー共和国

ハンガリーに入国する全ての渡航者は、海外旅行保険の加入が必要。

入国時に係官から保険証券の提示を求められる場合がある。

※保険の要件

- (1) 滞在期間をカバーするもので、死亡時の保証が3万ユーロ以上あるもの。
- (2) クレジットカード付帯の場合、本人名義の英文保険証書が必要。

※上記のご案内は予告なく変更となる場合がございますので予めご了承下さい。